

1 補助の内容

事業内容	補助対象経費※1	補助対象限度額※2	補助率（額）※3
1 耐震診断	耐震診断経費	なし	補助対象経費の 4／5 以内
2 耐震補強工事 及び付帯工事	・工事費 ・実施設計費（但し 上限は補助対象 工事費の 5% ）	1 園・学校あたり 3 億円 <u>ただし、同一年度に複数 の棟を対象として耐震工 事を行う場合は、1 園・ 1 学校につき6 億円。</u>	耐震診断数値の結果により、①か②を 適用する。 ①補助対象経費の 2／3 以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が 0.3 以上 0.7 未満 ・q 値が 0.5 以上 1.0 未満 ・CtuSd 値が 0.15 以上 0.3 未満 【木造】 ・lw 値が 0.7 以上 1.1 未満
3 耐震改築工事 及び付帯工事	建物の補助対象面積 ※4に補助単価を乗 じて得た額		②補助対象経費の 4／5 以内 【鉄筋・鉄骨造等】 ・Is 値が 0.3 未満 ・q 値が 0.5 未満 ・CtuSd 値が 0.15 未満 【木造】 ・lw 値が 0.7 未満
4 アスベス トの除去、封じ 込め又は囲い 込み工事	・工事費 ・調査分析費 ・実施設計費	1 園・学校あたり 2 億円	補助対象経費の 1／2 以内 国庫補助事業の補助対象となった事 業については、国が認める補助対象経 費の 1/3 以内

※1 補助対象経費には消費税を含みます。

※2 複数にわたる当事業内容を行う場合（例：診断と補強を同一年度に行う等）の補助対象限度額は、全補助対象経費の合計に
対しての限度額となります。

※3 算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。また、国庫補助事業の補助対象となった事
業で、同一の補助対象経費部分については、国庫補助金相当額を差し引いて補助します。ただし、アスベストについては国
庫補助の上乗せが可能です。

※4 対象となる旧建物のうち、耐震上問題のない階層の面積は補助対象になりません。

2 注意点

- (1) **昭和56年以前（新耐震設計基準交付前）**に竣工した建物（園舎、校舎及び屋内運動場等の教育施設）が
対象（アスベストは平成8年以前に竣工した建物が対象）です。
- (2) 耐震診断は、工事を行う年度ではなく、**診断を行った年度**に補助金の申請をしてください。
- (3) 耐震診断と耐震補強工事は、**申請年度内**に補助対象事業の**全ての支払**を終えてください。
- (4) 耐震補強工事又は耐震改築工事を行う場合、**耐震診断（2次診断）の結果が必要**です。
- (5) 耐震改築工事は、「耐震補強工事では対応できない理由」を個別にお聞きいたします。**建築年数経過・老朽
化は、耐震改築の直接の理由とはなりません。**
- (6) 複数年度にわたる耐震改築工事は、工事の進捗率、契約代金支払額に応じて、年度ごとに補助金の交付を
決定します（**毎年度申請が必要**です）。
- (7) **新築や増築は補助対象となりません。**
- (8) 補助申請した（又は予定している）事業において、進め方等に疑問や不安が生じた場合は、**自己判断で進
めず、その都度私学部までご相談ください。**

<申請様式につきましては、以下よりダウンロードしてください。>

私学事務支援サイト 掲示板 通知管理 No.2004 又は、

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000757.html>